

しゃかいふくしほうじん すいせんふくしかい
社会福祉法人 水仙福祉会
あわじ えん
淡路こども園

していしょう じ そうだんし えん していけいかくそうだんし えん
指定障がい児相談支援・指定計画相談支援
じゅうようじこうせつめいしよ
重要事項説明書

ねん がつ にちげんざい
(令和5年4月1日現在)

※この重要事項説明書は、「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）」第5条の規定、もしくは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）」第5条の規定に基づき、利用申込者またはそのご家族への重要事項説明のために作成したものです。

※ 指定相談支援事業とは

障がい者又は障がい児の保護者が障がい児通所サービス並びに障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ◆ 契約者の心身の状況や、契約者とその家族等のご希望をおうかがいして、「サービス利用計画」を作成します。
- ◆ 契約者のサービス利用計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、契約者およびその家族等と、障がい福祉サービス事業者との連絡調整を継続的に行い、サービス利用計画の実施状況を把握します。
- ◆ 必要に応じて、事業者と契約者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 水仙福祉会
法人所在地	大阪府東淀川区小松一丁目13番21号
電話・FAX番号	06-6328-3786/06-6328-3788
代表者氏名	理事長 松村 寛
設立年月日	昭和53年2月20日

2. 事業所の概要

事業所の種類 (事業指定番号)	指定障がい児相談支援事業(2773000035) 指定計画相談支援事業(2733000075)
事業の目的	指定障がい児相談支援事業及び指定計画相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人数及び管理運営に関する事項を定め、障がい者の相談に応じ、その心身の状況やおかれている環境に応じて、本人や家族の意向を尊重し障がい児通所サービス並びに障がい福祉サービスを適正に利用できるよう各種サービス提供事業者との連絡調整などの支援を行うことを目的とします。
事業所の名称	淡路こども園
事業所の所在地	大阪府東淀川区西淡路五丁目1番12号
電話・FAX番号	06-6323-6395/06-6323-2856
管理者氏名	田代 直美

しゅ たいしょうしゃ 主たる対象者	(1) しょう じ さいみまん ちてきしょう しゃ 障がい児（18歳未満の知的障がい者） (2) ちてきしょう しゃ 知的障がい者
じぎょうしょ うんえいほうしん 事業所の運営方針	① 利用者 <small>りようしゃ</small> が、その有する能力 <small>のうりよく</small> 及び適性 <small>およ できせい</small> に応じ、自立した日常生活 <small>じりつ にちじょう せいかつ</small> 又は社会生活を営むことができるよう配慮して支援 <small>はいりよ しえん</small> を行います。 ② 利用者 <small>りようしゃ</small> の心身の状況 <small>しんしん じょうきょう</small> 、そのおかれている環境 <small>かんきょう</small> などに応じて、利用者 <small>りようしゃ</small> 自らの選択 <small>せんたく</small> に基づき、適切な保健・医療・福祉・就労・教育等のサービスが多様なサービスや事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行ないます。 ③ 利用者 <small>りようしゃ</small> の意思並びに人格を尊重し、常に利用者 <small>りようしゃ</small> の立場 <small>たちば</small> に立って提供されるサービスが、特定の種類 <small>しゅるい</small> または特定の事業者 <small>たてまつり</small> に不当に偏ることのないよう公正・中立 <small>こうせい ちゅうりつ</small> に行ないます。 ④ 障がい児通所サービス並びに障がい福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めます。
かいせつねんがっぴ 開設年月日	平成24年4月1日 (指定障がい児相談支援事業) 平成24年4月1日 (指定計画相談支援事業)

3. 事業実施地域及び営業日時

- (1) 通常つうじょうの事業の実施地域 大阪市東淀川区、淀川区
(2) 営業日及び営業時間

えいぎょうび 営業日	げつようび どようび 月曜日～土曜日 ただし、国民の祝日及び12月29日～1月3日は除く
えいぎょうじかん 営業時間	ごぜん じ ふん ごご じ ふん 午前8時45分～午後5時30分
サービス提供日	げつようび きんようび どようび つうじょうつき がい 月曜日～金曜日、土曜日（通常月1回）ただし、国民の祝日及び12月29日～1月3日は除く。
サービス提供時間	ごぜん じ ぶん ごご じ ふん 午前9時30分～午後4時00分

4. 職員の体制

当事業所では、契約者に対して指定相談支援事業を提供する職員として、以下の職員の職員を配置しています。

※職員配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1		管理業務
相談支援専門員	1		計画作成

5. 当事業所が提供するサービスと利用料負担

当事業所では、指定相談支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料負担は市町村から給付されますので、契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容

① サービス利用計画の作成

契約者の家庭を訪問して、契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、障がい児通所サービス並びに障がい福祉サービス、その他の必要な保健・医療・福祉・就労・教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス利用計画を作成します。

<サービス利用計画作成の流れ>

- (i) 事業者は、相談支援専門員にサービス利用計画の作成に関する業務を担当させます。
- (ii) サービス利用計画の作成の開始にあたって、当該地域における障がい児通所サービス並びに障がい福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者またはその家族に対して提供し、契約者にサービスの選択を求めます。
- (iii) 相談支援専門員は、契約者及びその家族のおかれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス利用計画の原案を作成します。
- (iv) 相談支援専門員は、前項で作成したサービス利用計画の原案に盛り込んだ障がい福祉サービス等について、サービス計画作成費の対象になるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料について契約者及びその家族に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

② サービス利用計画作成後の便宜の供与

- ・ 契約者及びその家族等と障がい福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行い、サービス利用計画の実施状況を把握します。
- ・ サービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、障がい児通所サービス並びに障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 契約者の意思を踏まえて、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ サービス利用計画の変更

契約者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

(2) サービス利用料金

- ① サービス利用計画作成費に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合は、(法定代理受領)は、契約者の自己負担はありません。

・障がい児相談支援

サービス利用計画作成費 (利用支援)	18,927円/回
サービス利用計画作成費 (継続支援)	15,464円/回

・指定計画相談

サービス利用計画作成費 (利用支援)	17,064円/回
サービス利用計画作成費 (継続支援)	14,193円/回

- ② 交通費 (契約書第8条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し要した公共交通機関の交通費の実費をいただきます。

- ③ 利用料金の支払い方法

前項②の交通費は、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

- (1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。

- (2) 相談支援専門員の交替 (契約書第7条参照)

- ① 事業者からの相談支援専門員の交替

事業者の都合により、相談支援専門員を交替することがあります。

相談支援専門員を交替する場合は、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

- ② 契約者からの交替の申し出

選任された相談支援専門員の交替を希望する場合には、当該相談支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して相談支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者からの特定の相談支援専門員の指名はできません。

- (3) 受給者証の確認

住所及び利用者負担額、支給量、障害の程度による区分など受給者証の記載

内容の変更があった場合は、できるだけ速やかに当事業所相談支援専門員にお知らせください。また、当事業所相談支援専門員より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(4) 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</p> <p>○事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>○事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

7. 損害賠償について (契約書第12条参照)

事業者の責任により契約に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

ほけんがいしゃ
保険会社
ほけんめい
保険名
ほけんしゅもく
保険種目

あいおいニッセイ同和損保
ふつしょうがいほけん
普通傷害保険
かいごほけん しゃかいふくしじぎょうしゃそうごうほけん
介護保険、社会福祉事業者総合保険

ほしょうがいよう
保障概要

ほしょうないよう 補償内容	てん補限度額
たいじんばいしょうほしょう 対人賠償補償	めい 1名あたり 50,000,000円 ^{えん}
	じこ 1事故あたり 500,000,000円 ^{えん}
たいぶつばいしょうほしょう 対物賠償補償	じこ 1事故あたり 5,000,000円 ^{えん}

8. 緊急時の対応方法について

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族や下記の協力医療機関等や主治医への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

きょうりよくいりようきかん 協力医療機関	もりかわ 森川 とも クリニック たまい ひろし (玉井 普)	おおさかしひがしよどがわくあわじ ちょうめ ほんごう 大阪市東淀川区淡路2丁目16番6号シンプル コート1階 でんわ ファックス 電話・FAX : 06-6327-0415
-------------------------	---	--

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）に準じた取扱いをするとともに下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

ぎゃくたいぼうし かん 虐待防止に関する責任者	たしろ なおみ 田代 直美
----------------------------	------------------

- ② 苦情解決体制を整備しています。
③ 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果を従業員へ周知徹底しています。
④ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9. 苦情解決の体制及び手順（契約書第17条参照）

- (ア) 提供した指定障がい児相談支援及び指定計画相談支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す「当事業所利用相談・苦情窓口」のとおり）
(イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 相談・苦情があった場合、利用児や家族の状況を詳細に把握するよう、利用児や家族から事情の確認を行う。
- ② 管理者は、関係する職員等から状況を聞き取り、事実関係を確認する。
- ③ 相談担当者は、把握した状況について管理者とともに精査し、時下の対応を検討する。
- ④ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者へ連絡調整を行うとともに、利用児及びその家族には、必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

○淡路こども園利用相談・苦情窓口

担当者	奥 美紀 田代 直美
事業所所在地	大阪市東淀川区西淡路五丁目1番12号
電話・FAX番号	06-6323-6395/06-6323-2856
受付時間	8:45~17:30 月曜日~土曜日
※担当者不在の場合は、苦情解決責任者もしくは当園職員にお伝えください	

○苦情解決責任者 淡路こども園管理者 田代 直美

また、苦情解決に社会性や客観性を確保し、ご利用者の立場に配慮した中立・公正・適切な対応を推進するために、法人に第三者委員会制度を設けています。詳細は、社会福祉法人水仙福祉会(06-6328-3786 第三者委員:大村 道男、岸本のぼる)にお問い合わせください。

○その他の苦情受付機関

東淀川区にお住まいの場合

担当部署	東淀川保健福祉課
所在地	大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号
電話番号・FAX番号	06-4809-9857/06-6327-2840
受付時間	月曜日~金曜日 9:00~17:30

その他の区にお住まいの場合

担当部署	各区の保健福祉課
電話番号	()
受付時間	月曜日~金曜日 9:00~17:30

ふくし うんえいてきせいかいいんかい しちょうそん ふ れんけい くじょうたいおう
 福祉サービス運営適正化委員会においても市長村や府と連携しながら苦情対応を
 おこな
 行います。

－ 担当部署	おおさかふしやかいふくしきょうぎかい うんえいてきせいかいいんかい 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会
しよざいち 所在地	おおさかしちゅうおうくなかでら ちようめ ほん ごう 大阪市中央区中寺1丁目1番54号
でんわばんごう 電話番号	06-6191-3130(直通)/06-6191-5660
うけつけじかん 受付時間	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 10:00～16:00

10. ハラスメントの防止について

じぎょうしよ てきせつ ていきよう かくほ かんてん しよくぼ おこな せいてき
 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な
 げんどうまた ゆうえつてき かんけい はいけい げんどう ぎょうむじょうひつよう そうとう はんい こ
 言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
 により、じゆうぎょうしや しよくぎょうかんきょう がい ぼうし ほうしん めいかくかとう ひつよう
 従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な
 そち こう
 措置を講じます。

サービス提供開始予定年月日	れいわ 令和	ねん 年	がつ 月	にち 日
---------------	-----------	---------	---------	---------

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

し ていそうだんしえん ていきょうかいし さい ほんしよめん もと じゅうよう じこう せつめい おこな
指定相談支援の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

じぎょうしよめい しゃかいふくしほうじん すいせんふくしかい あわじ えん
事業所名 社会福祉法人 水仙福祉会 淡路こども園

せつめいしゃ し めい おく み き いん
説明者 氏 名 奥 美紀 印

わたし ほんしよめん もと じぎょうしゃ じゅうようじこう せつめい う
私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

り ようしゃ じゅう しよ
利用者 住 所

ほ ご しゃしめい いん
保護者氏名 印

り よう じ どう し めい
利用児童氏名

だいにんにまた たちあいにんなど
代理人又は立会人等

じゅう しよ
住 所

し めい いん
氏 名 印